東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共 下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定について

東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道 市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定について、次のとおり締 結したいので、市議会の議決を求める。

平成25年6月7日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- 1 件 名 東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定
- 2 施行場所 市川市稲荷木1丁目地先
- 3 協定金額 205,128,000円
- 4 協定方法 随意契約
- 5 協定相手方 東京都台東区北上野1丁目10番14号 東日本高速道路株式会社関東支社 関東支社長 遠藤 元一
- 6 協定概要 市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区における雨水排水施設の工事に関し、東京外かく環状道路整備事業との一体的な工事実施と安全確保のため、道路事業者である東日本高速道路株式会社関東支社と施行協定を締結し、東京外かく環状道路の直下を横断する管渠等の建設工事を委託するもの。

既定予算に基づく市川南7号幹線建設工事委託(その1)について、東日本高速道路株式会社関東支社との間に「東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定」を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第27号)第2条の規定により提案するものである。

東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共 下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定書(案)

市川市(以下「甲」という。)と東日本高速道路株式会社関東支社長(以下「乙」という。)とは、平成25年5月17日付けで締結した「市川市江戸川左岸流域関連公共下水道事業と東京外かく環状道路事業に関する基本協定書」第4条第1項及び第5条第2項に基づき、市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業のための工事の施行その他の事項について、次のとおり協定を締結する。

(本件工事の範囲及び工程)

- 第1条 乙は、乙が施行する東京外かく環状道路事業に伴い失われる既設の市 川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設(以下「本件 施設」という。)の機能を補償するために必要な工事を施行する。
- 2 甲は、甲の下水道計画の見直しによる本件施設の能力向上のために必要な 工事の施行を併せて乙に委託する。
- 3 前2項の工事(以下「本件工事」という。)の範囲は別添図1及び別添図2 のとおりとし、本件工事の工程は別添工程表のとおりとする。
- 4 乙は、本件工事について、甲が実施した設計に基づき施行するものとする。
- 5 乙は、本件工事を平成28年3月31日までに完了させるものとする。
- 6 本件工事の範囲及び工程に著しい変更を要するときは、あらかじめ甲乙協 議の上、本件工事の範囲及び工程を変更するものとする。
- 7 本件工事について本条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定 するものとする。

(本件工事の内容)

第2条 本件工事の内容は、別表のとおりとする。

(本件工事の費用及び負担)

- 第3条 本件工事に要する費用は、第1条第4項の設計に基づき算出するもの とし、その総額は、概算2,564,100,000円(消費税等115,500,000円を含む。) とする。
- 2 乙は、前項の工事費のうち、第1条第1項の工事に要する費用として 2,358,972,000円(消費税等106,260,000円を含む。)を負担し、甲は、前項 の工事費のうち、第1条第2項の工事に要する費用として205,128,000円(消 費税等9,240,000円を含む。)を乙に支払う。

(年度協定)

- 第4条 甲及び乙は、平成25年度から平成27年度までの間の各年度に施行する本件工事の工程及び当該各年度に実施する工事に要する費用の負担について、当該年度ごとに、別途協定を締結するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の協定を締結するときは、本件工事の継続に支障を生じ させないよう努めるものとする。

(工事契約関係書類の提出)

第5条 乙は、甲から本件工事に関して乙の発注した工事に係る契約関係書類 の提出を求められたときは、遅滞なく提出するものとする。

(設計変更等)

第6条 本件工事の設計について著しく変更しようとする場合又は物価労賃の 変動等により本件工事費に著しい変更をする必要が生じた場合は、あらかじ め甲乙協議の上、本件工事の設計を変更するものとする。

(工事費の精算等)

第7条 乙は、本件工事が完了したときは、速やかに本件工事に要した費用を 精算した上で、甲に当該費用を報告するものとする。

(財産の帰属及び維持管理)

第8条 本件工事により築造した構造物は、次条第4項に規定する引渡しをもって、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定により甲に帰属した構造物の維持管理については、甲が行うものとする。

(完了確認及び財産の引渡し)

- 第9条 乙は、本件工事が完了したときは、速やかに、完了届を甲に提出する ものとする。
- 2 甲は、前項の完了届が提出されたときは、乙立会いの上、本件工事が完了 したことを確認するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により本件工事が完了したことを確認したときは、速やかに、完了確認書を乙に提出するものとする。
- 4 乙は、前項の完了確認書を受領したときは、本件工事により築造した構造 物及びその完成図書を、速やかに、甲に引き渡すものとする。
- 5 本件工事の完了前において、本件工事の完了時に甲に帰属することとなる 構造物について甲が部分引渡しを求めたときは、甲乙協議の上、部分引渡し について決定するものとする。

(苦情などの処理)

第10条 本件工事の施行に伴う第三者からの苦情などについては、甲の責に帰する場合を除き、乙の責任において処理するものとする。この場合において、甲は当該処理に協力するものとする。

(損害の負担)

第11条 本件工事の施行に伴い生じた損害の負担については、乙の責に帰する場合を除き、甲乙協議の上、定めるものとする。

(かし担保)

第12条 乙は、第8条第1項の規定により甲に帰属した構造物にかしがあったときは、甲の申入れにより、乙が請負者に対して有するかし担保に係る請求権を行使するものとする。

(行政上の手続等)

第13条 本件工事の施行に伴う行政上の手続及び第三者との協議は、甲乙協議して実施するものとする。

(協定の変更)

第14条 この協定を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上、この協定 を変更するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第15条 甲及び乙は、本件工事が公共工事であることを鑑み、本件工事の施 行に当たり、相互に公正性、透明性の確保に努めるものとする。

(その他)

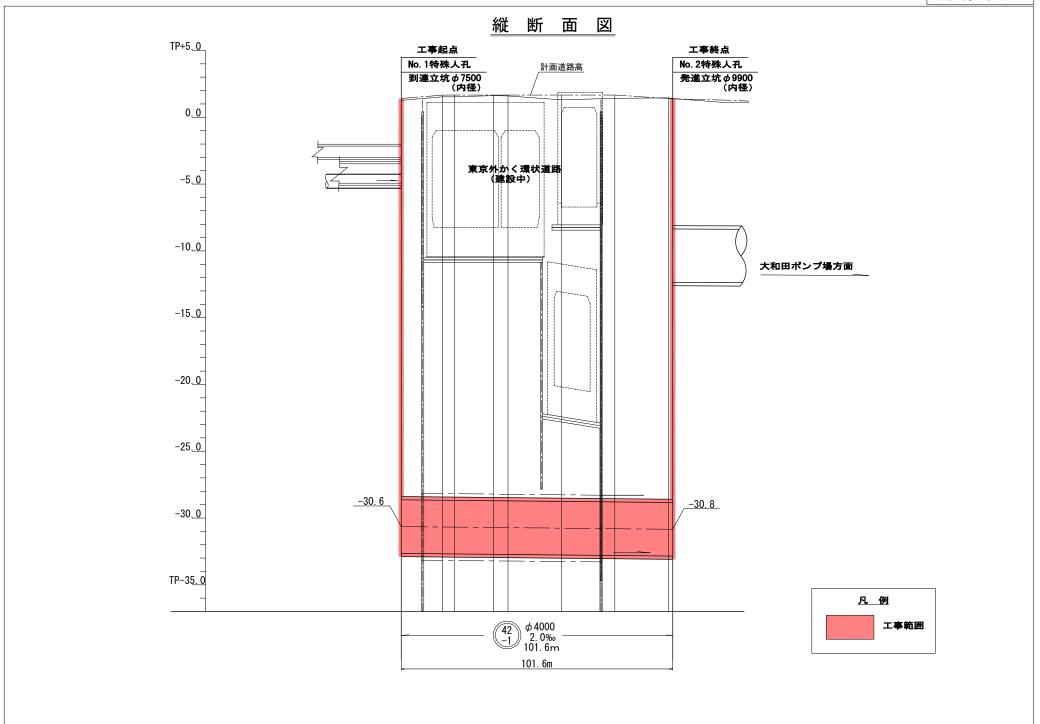
第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項 については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1 通を保有する。

平成25年 月 日

- 甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市 代表者 市長 大久保 博
- 乙 東京都台東区北上野一丁目10番14号 東日本高速道路株式会社関東支社 関東支社長 遠藤 元一





工 程 表

凡例 : ■■■■ 予定工程

年度	平成25年度			平成26年度				平成27年度			備考		
工事種別	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	加与
立坑築造工													
管渠築造工													

別表 工事内容

工	備	考		
管渠築造	シール	ドエ		
	延	長:101.6m		
	内	径:4,000mm		
立坑築造	発進	内径:9.9m		
		深さ:38m		
	到達	内径:7.5 m		
		深さ:36m		

